主な変更内容（詳しいルールは、ごみ出しカレンダーで確認してください。）

①資源物は、「分別の種類ごとに分けて」、「袋に入れて」、「決められた日の朝８時までに」、「ごみステーション（燃やすごみを出す場所）に出す」
※現在のリサイクルステーション、推進員制度は廃止します。

②一部、分別品目の名称が変更されます。
■現在の食品トレイ　⇒　プラスチック類
■現在のライター、乾電池、スプレー缶　⇒　危険ごみ３種
■現在の蛍光管（蛍光管・電球、水銀使用製品）　⇒　特定ごみ２種

③ごみの分け方が変わります。
■「現在の燃やすごみ」のうち、プラスチックを分別
⇒プラスチック類へ（わかる範囲で、少しずつ取り組みましょう）
■「現在の粗大ごみ」のうち、袋に入るサイズのごみを変更
⇒トースター、調理器具、電子機器などは「小物金属」へ
⇒花瓶や土鍋などは「埋め立てごみ」へ
※袋に入らない（袋の口を正しく結べない）ものは、粗大ごみです。

④品目ごとに使用できる袋が決まっています。
■燃やすごみ　⇒　町の指定ごみ袋（燃やすごみ用）※板切れ・剪定枝を除く
■埋め立てごみ　⇒　町の指定ごみ袋（埋め立てごみ用）
■その他資源物　⇒　市販等の透明袋（45リットルまで）※半透明不可
※紙製資源物、紙パックはひもで十字にしばって出す。

⑤粗大ごみは、シールを貼って出す方式に変わります。（例外あり）

⑥一度に出せる量が決まっています。
燃やすごみ、古着、粗大ごみには、制限があります。

⑦雨の日（雨が降りそうな日）は出せないごみがあります。
紙、紙パック、古着、粗大ごみ（水が染み込むもの）

⑧廃食油は、収集しません。（役場に回収ボックスを設置）
燃やすごみとして出す場合は、凝固剤や吸着処理材などを使用して出してください。

新たなごみ出し方法（上のページの②分別品目の名称③ごみの分け方　を表にしています。）

【現在】	燃やすごみ	紙製資源物	粗大ごみ	空きかん	ペットボトル	空きびん	食品トレイ	紙パック	古着	ライター乾電池	蛍光管	小物金属	埋め立てごみ	廃食油
				現在リサイクルステーションで収集している品							蛍光管・電球水銀使用製品			
①【新】品目名称	燃やすごみ	紙製資源物	粗大ごみ	空きかん	ペットボトル	空きびん	☆ プラスチック（食品トレイ含む）	紙パック	古着	☆ 危険ごみ（３種） ライター 電池類 スプレー缶	☆ 特定ごみ（２種） 蛍光管・電球 水銀使用製品	小物金属	埋め立てごみ	拠点回収（役場） ●廃食油は役場に回収場所を設置。 ※「燃やすごみ」として出す場合は、凝固剤で固めるか、吸着材等に染み込ませて出してください。
②分別の内容	プラスチックを除外		袋に入る物を除外 袋に入らない物が粗大ごみ				プラスチック対象拡大					袋に入る物（金属製品） トースター 炊飯器 やかん等	袋に入る物（陶磁器・ガラス製品） 花瓶 水槽　等	